平成２８年（フ）第７０４号
北九州市小倉北区熊谷５丁目３番16号
債務者　下村　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９０８号
札幌市西区二十四軒４条４丁目９番11―302号
債務者　西井　和彦
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１４号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目２番36―305号
債務者　須藤　　学
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０５８号
札幌市北区新琴似９条15丁目10番１号　フォーレスト915―102号
債務者　角田　龍也
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８９号
札幌市白石区北郷３条８丁目４番１号　ヌーベル北郷301号
債務者　髙澤　優太
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２８号
札幌市白石区本通13丁目南６番１号　第２暁荘201号
債務者　今野　祐一
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２９号
北海道石狩郡新篠津村第46線北14番地　西団地Ｇ棟202号室
債務者　中橋　千夏（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１３９号
札幌市東区北35条東１丁目２番11号　アップルハウス北35条201号
債務者　田苗　梨華（旧姓郭）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５４号
札幌市白石区南郷通14丁目南５番10号　メゾンド・フルールⅢ―203号
債務者　山田　紘平
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６０号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目11番地１　ロウタス三井507号
債務者　川下　雅樹
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６７号
札幌市中央区北５条西17丁目13番地16　シュペールシャトー503号
債務者　池田　彰宏
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８５号
札幌市北区麻生町３丁目５番15―203号
債務者　大島　彩香
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８９号
札幌市豊平区中の島１条10丁目８番15―208号
債務者　髙木　智行
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１９７号
札幌市中央区南24条西15丁目１番２号　藻岩レジデンス202号
債務者　石田　浩之
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０号
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目５番地２　日の出ＨＫ２―１
債務者　藤井　桂子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２２１号
釧路市芦野５丁目８番５号　プラザハウスⅡ102号
債務者　根布千惠美
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１７５号
北海道帯広市大空町11丁目１番地　２―６―623号
債務者　大泉　知穂（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係